

[事案 30-67] 損害賠償請求

・平成 30 年 10 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

年金受給権取得時に贈与税が課税されることの説明がなかった等の説明義務違反を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分を契約者、被保険者および年金受取人を配偶者として、平成 7 年 4 月に個人年金保険を契約したが、契約時に募集人から、年金受給権取得時に贈与税が課税されることの説明がない等の説明義務違反があったとして、将来、支払義務を負う贈与税と、自分を年金受取人とした場合に支払義務を負う所得税との差額相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の要望を踏まえて提案書を複数作成のうえ、説明をしており、申立人はその中から、申立人自身の判断により契約を選択したものである。
- (2) 本契約は、契約者を団体扱いによる保険料の支払いが可能な申立人とし、被保険者を申立人配偶者とすることで、保険料が低く抑えられている。
- (3) 当社および募集人には、年金受取開始時に課税される贈与税についての説明義務はない。課税上の取扱いは、保険の内容そのものではなく、納税義務者自身が適切に把握すべきものである。
- (4) 「ご契約のしおり一定款・約款」において、課税について説明がなされている。
- (5) 将来の契約関係および税額等は確定しておらず、申立人の主張するような損害を認めることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。